

# 令和8年度 品川区連携自治体ワーケーション促進事業 募集要項

## 1. 事業目的

全国各地が抱える高齢化や人口流出による成り手不足といった地域課題に対し「ワーケーション促進事業」（以下、「本事業」という。）を通して、住民や昼間住民同士の持続的な人的交流の促進により、補い合いながら、ともに発展・成長し、地域活性化につなげることを目的とする。

## 2. 募集対象・募集数

### 《募集対象》

品川区内に本社または事業所を構える企業・団体（以下、「区内事業者」という。）。ただし、次の要件を全て満たすものとします。

- ・品川区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。（基準日：申込締切日）
- ・法人都民税、法人事業税を滞納していないこと
- ・品川区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者ではないこと。
- ・民事再生法または会社更生法による申立て等、事業の継続について不確実な状況ではないこと。
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象ではないこと。
- ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業ではないこと。
- ・反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業ではないこと。

### 《募集数》

12事業者程度 ※応募者多数の場合は抽選となります。

## 3. 事業内容

連携自治体が提案する「”自治体の魅力”や”地域課題”に触れるワーケーションプログラム」に参加する区内事業者に対し、品川区が交通費と宿泊費を補助する。各自治体の魅力や地域課題に触れることで、区内事業者としては販路拡大や就労者の健康維持増進、各自治体としては、区内事業者が持つノウハウを活用した地域課題解決、地域活性化につなげる。

## 4. 募集期間

令和8年4月15日（水）から5月15日（金）まで

## 5. ワーケーション促進事業の実施条件

- ・宿泊（1泊以上）を必須とします。
- ・行程中に、30分以上は事業実施自治体の職員、もしくは企業・地域団体等の地元関係者とのミーティング（主に地域課題等の説明を受ける）時間を設けること。

## 6. 補助額

連携自治体が提案するワーケーションプログラムの参加にかかる宿泊費、交通費を補助します。

○補助額 最大20万円（補助率10／10）

※消費税に相当する額を除く。1,000円未満切り捨て。

(内訳) ①宿泊費（1人1泊1万円まで）  
②交通費 } ①と②の合計1人5万円上限

※1人当たりの上限は5万円ですが、参加人数に上限はありません。

10人で本事業に参加し、交通費と宿泊費の合計が20万円に収まる場合は、その金額を補助します。

※補助金の交付に関する詳細は、「品川区連携自治体ワーケーション促進事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）でご確認ください。

## 7. 申込手続き

申込は下記 URL から電子申請サービスを利用してお願いします。申込の際、次の書類を添付してください。

①事業参加申込書（要綱第1号様式）

②区内事業者を証明する書類の写し

- ・企業：[履歴事項全部証明書]（発行から3か月以内のもの）
- ・個人事業主：[受領印のある開業届]

③事業者の概要がわかる書類

- ・企業概要書もしくは自社ホームページの写し

④法人事業税・法人都民税の納税証明書

※①の様式は、品川区ホームページからダウンロード可能です。

※参加人数の上限はありませんが、選択した自治体のプログラムシートを確認し、参加可能人数の確認を行ってください。

※証明書の発行にかかる手数料は、補助の対象外です。

URL: <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/chiiki/chiiki-shityoson/20260130093256.html>

## 8. 参加決定時期

募集終了後、令和8年5月29日（金）までに電子申請サービスを利用しお知らせします。

## 9. 参加決定後の顔合わせ

参加決定後、区内事業者と連携自治体が顔合わせする場を設けます。区内事業者の参加目的を連携自治体と共有することで、充実したワーケーションが実施できるよう、具体的なイメージを膨らませる機会とします。オンラインでの実施を基本とします。

## 10. ワーケーション実施時期

決定日～令和9年1月15日（金）まで

## 11. 補助金交付決定の取り消し等

次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。その際、すでに当該事業において補助金の交付を受けている場合は、区が指定する期限内に返還してください。

- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ・補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- ・交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または交付決定に基づく命令に違反したとき。
- ・2「募集対象」に記載した内容を満たしていないと判明したとき。

## 12. その他

- ・提出いただいた書類は、お返しできません。
- ・提出書類に記載の内容に不明な点等がある場合は確認させていただきます。
- ・必要に応じて追加資料を提出いただくことがあります。
- ・事業に関わる諸手続き（宿泊先や交通手段の予約など）は、申請者において行ってください。連携自治体が一部諸手続きをしていただける場合もあります。
- ・事業実施後、事業者のHPやSNS等で事業の成果等の体験談を発信すること。
- ・事業実施後に提出いただく報告書については、区のホームページ等で公表します。

## 13. スケジュール

- 4月15日（水）～5月15日（金）：募集期間
- 5月18日（月）～5月29日（金）：参加企業・団体の決定→通知
- 6月1日（月）～6月30日（火）：企業・自治体・区で顔合わせ
- 7月1日（水）～1月15日（金）：ワーケーション実施
- 事業終了～1月22日（金）：体験談発信、報告書提出
- 報告書提出～2月上旬：補助金交付
- 補助金交付～3月下旬：区のHPで報告書公表

## 14. 問い合わせ・書類提出先

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

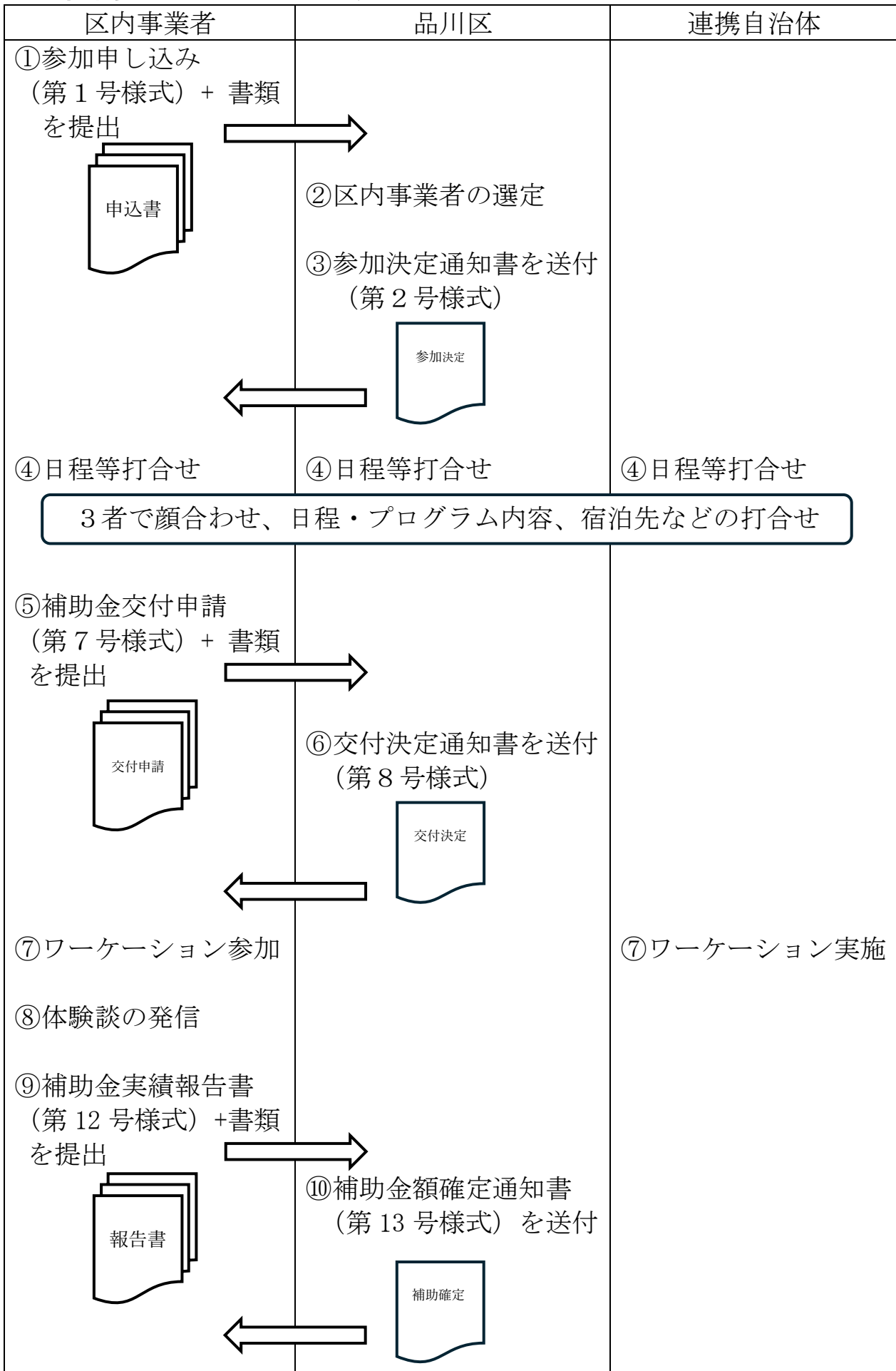
品川区区長室総務課官民共創担当

TEL 03-5742-6856

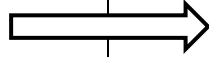
FAX 03-3774-6356

Email [somu-kk@city.shinagawa.tokyo.jp](mailto:somu-kk@city.shinagawa.tokyo.jp)

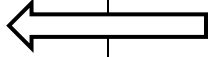
## 15. 事業参加から補助までの流れ



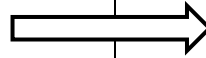
⑪補助金交付請求書  
(第 14 号様式)を提出



⑫補助金交付 (振込)



⑬報告書を連携自治体に  
共有



⑭報告書を区 HP ~掲載

